

条 例

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二十一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第五十四条から第五十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第十項及び第十二条第五項の改正規定 令和七年四月一日

二 第五十四条から第五十六条までの改正規定及び附則第二項の規定 令和七年

六月一日

（経過措置）

2 附則第一項第二号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。